

令和4年度第1回徳島県動物愛護推進協議会

令和4年7月26日（火）午後2時から
徳島県庁403会議室

次 第

1 開会あいさつ

徳島県動物愛護管理センター 所長 中村 卓史

2 議 題

(1) 令和3年度動物愛護管理実績報告について

①管理実績値報告

②飼い主のいない猫対策について

③多頭飼育問題対策

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について

①法改正に伴う第一種動物取扱業者の対応状況

(3) その他報告事項

①クラウドファンディングについて

②コウノトリ救護センター（仮称）について

3 閉会あいさつ

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課 課長 都築 謙治

配 席 図

県庁4階 403会議室

山口委員		稲木委員		宮本委員		渡部委員	
大久保委員						スーザンマーサー委員	
北谷委員							
谷委員						豊實委員	
澤口委員						上岡委員	
木村委員							
事務局		センター所長 中村		安全衛生課長 都築		事務局	
県民局				安全衛生課			
県民局				報道			

徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

令和4年4月1日現在

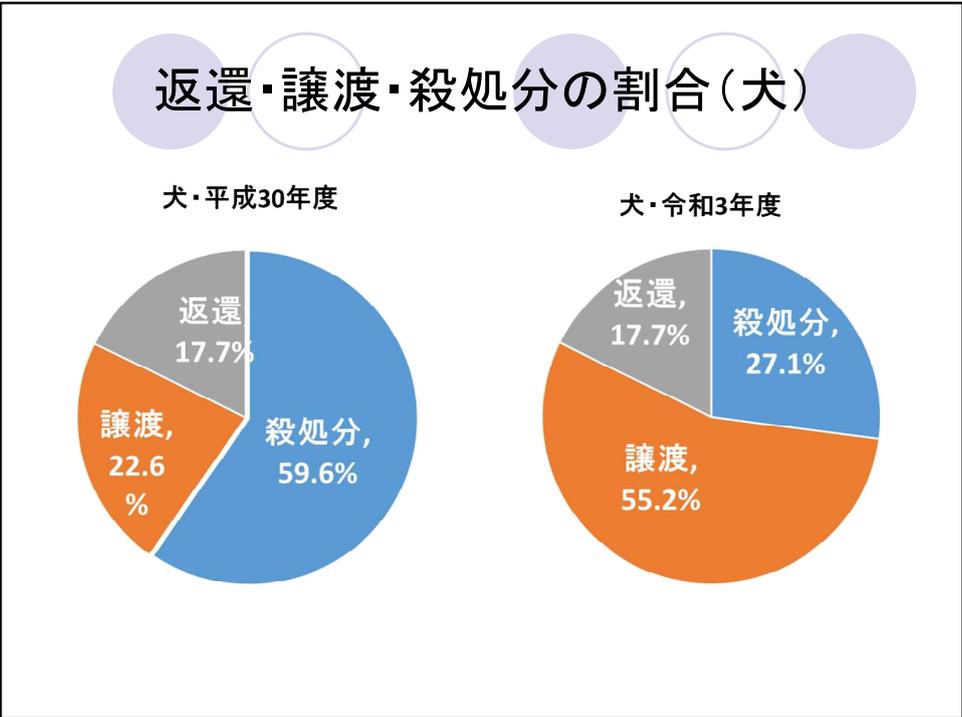
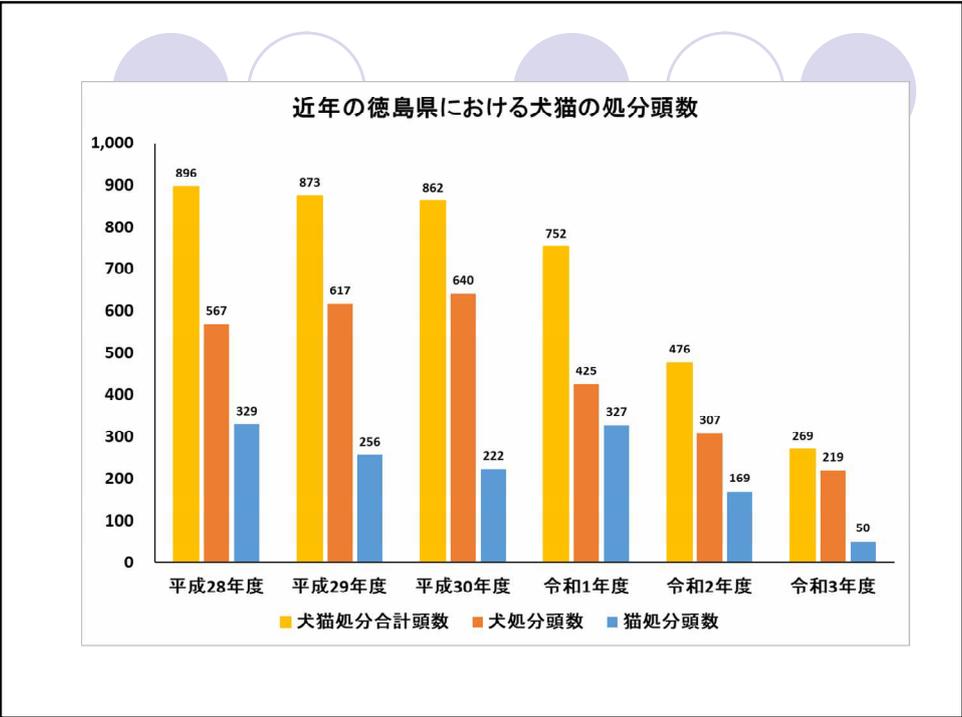
区 分	氏 名	役 職 等	備 考
有識者	稲木 俊生	(公社)徳島県獣医師会 会長	
	山口千津子	(公社)日本動物福祉協会 顧問	
	宮本 哲也	ヒトと動物の関係学会 会員	
動物愛護管理 団体等	渡部 奈美	(公社)日本愛玩動物協会 会員	
	スーザン マーサー	特定非営利活動法人 HEART 代表	
	豊實 祐之	(学)野上学園 ブレーメン動物専門学校	
	賀川 比路	ジャパンケネルクラブ 会員	
	須原 博文	(株)ドッグマーケット取締役社長	
	木村 浩恵	保護猫る一むボロン	
行政	上岡 祐司	徳島県教育委員会学校教育課学力向上推進室長	
	大久保達人	徳島市市民環境部市民環境政策課長	徳島市長会
	北谷 禎文	那賀町環境課長	徳島県町村会
その他	谷 尚美	公募委員	
	澤口 璃月	公募委員	

(1) 令和3年度動物愛護管理実績報告について

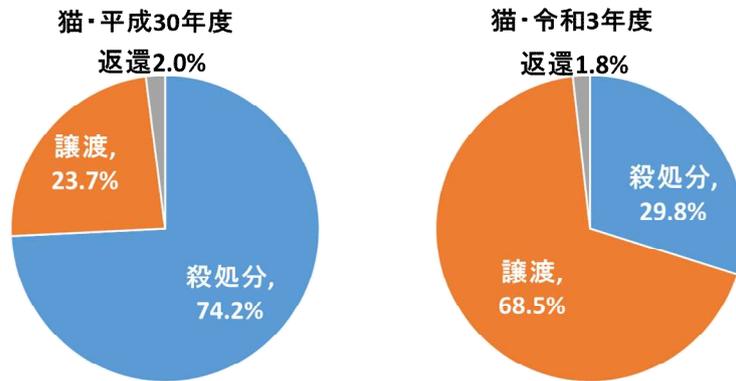
①管理実績値報告

動物愛護管理行政の実績について

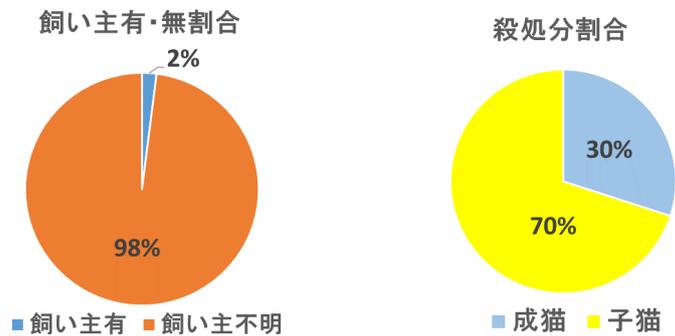
	R元年度	R2年度	R3年度
犬捕獲頭数	406	413	388
犬引取頭数	522	418	428
犬負傷頭数	13	7	1
犬返還頭数	174	165	143
犬譲渡頭数	344	369	446
犬処分合計 (うち助けられる犬)	425 (37)	307 (19)	219 (0)
猫引取頭数	472	280	149
猫負傷頭数	54	58	19
猫返還頭数	16	6	3
猫譲渡頭数	175	163	115
猫処分合計 (うち助けられる猫)	327 (17)	169 (10)	50 (0)
総処分合計 (うち助けられる 犬猫)	752 (54)	476 (29)	269 (0)



返還・譲渡・殺処分の割合(猫)



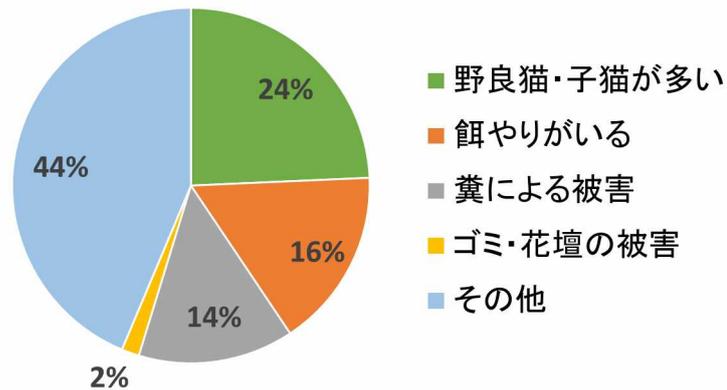
猫処分状況内訳(令和3年度)



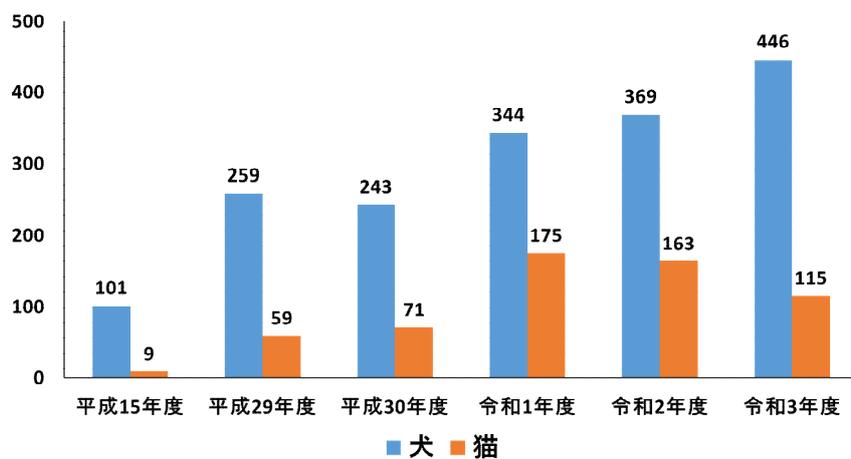
飼い主不明の猫が**98%** 処分される猫の**70%**が子猫

猫に関する苦情・相談の内訳(令和3年度)

苦情・相談内容



譲渡事業推進



②飼い主のいない猫対策について

徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金交付要綱

別表1 (第2条関係)

事業名	対象経費	補助率
1 地域における普及啓発に係る取組に対する支援	需用費、役務費、借損費、※研修会報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費に限る)	経費の 2分の1 以内
2 飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に係る事業	委託料(事務委託料も含む)、補助費 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあつては、一件あたり5千円を上限とする。)	
3 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業	委託料(事務委託料も含む)、補助費 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあつては、一件あたり1万円を上限とする。)	
4 学校等における飼育動物対策の推進に係る事業	需用費、役務費、借損費、※研修会報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費に限る) 一校あたり3万円を上限とする。	
5 災害時の動物救護対策の推進に係る事業	需用費、役務費、借損費、※報償費、※旅費 (※ただし講習会等開催に係る講師等に要する経費に限る)	
<p>重要な変更</p> <p>補助金申請額に変更のあるとき</p> <p>上段各項目間で対象経費の10%以上の事業変更があるとき</p>		

アニマルケースワーカーについて

(1) 目的

県民への適正飼養の普及啓発による殺処分頭数削減を推進するため、適正飼養に関する専門的な知識・技術を持つ人材をアニマルケースワーカーを任命及び派遣し、地域における犬・猫に係る問題解決を図るための支援や市町村が実施する「飼い主のいない猫手術助成制度」等の実効性を高めていく。

さらには、アニマルケースワーカーを学校等にも派遣し、児童への紙芝居や読み聞かせなどを行い、次世代の情操教育に力を注ぎ、県民参加型の「人と動物がともに暮らせるとくしまづくり」を加速させるため、県としてコーディネート推進強化を図る。

(2) 現場活動までの流れ

- ① 県民より犬・猫に係る相談事案を県が受ける。
- ② 相談事案の内容に応じて、県がアニマルケースワーカーに現場支援の依頼。
- ③ アニマルケースワーカーは依頼のあった現場の対応を実施。
- ④ 年度末には、活動実績報告書を徳島県動物愛護管理センター所長宛てに提出。

アニマルケースワーカーは、県より依頼を受けた現場において活動し、県は活動実績報告書に応じて委託費を支払うものとする。

(3) 活動内容

- ① 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。
- ② 住民に対し、飼い主のいない猫の繁殖防止手術を行うための捕獲や運搬、手術後の管理方法の支援すること。
- ③ 小学校等に訪問し、児童への情操教育活動支援をすること。
- ④ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村、協議会等が行う事業に協力すること。

(4) 参考

<令和3年度>

アニマルケースワーカー 任命人数	9名 (TNR 7名、情操教育2名)
飼い主のいない猫 技術支援頭数	260頭 (上限頭数)、43地域

<令和4年度>

アニマルケースワーカー 任命人数	7名 (TNR 5名、情操教育2名)
飼い主のいない猫 技術支援頭数	380頭 (上限頭数)

③多頭飼育問題対策

動物の多頭飼育問題対策に係る保健福祉部局等との連携について

1 経緯

ペットの飼育に絡んだ様々な問題として、飼い主が世話できないほど犬や猫を増やし過ぎて近隣の生活環境の悪化を及ぼす「多頭飼育問題」が社会問題化している。

問題の背景には、飼い主の社会的孤立、経済的困窮等が複雑に絡みあっており、「人」と「動物」に係る別々の問題として対応を図ることでは解決には至らない。

令和3年3月、環境省が自治体向けの対策ガイドラインを策定し、その中で、多頭飼育問題への対応は、「予防・発見・発見後の対応・再発防止」において、飼い主の家庭環境・性格等も把握した上で、多分野の関係者が連携し、問題解決に向けた取り組みを進めることとしている。

2 目的

地域は高齢者、障害者など世代や背景が異なる全ての人々の生活基盤であることから、人と動物にとってやさしい、住みよい街・地域づくりのためにも保健福祉部局関係者との連携を行い、人と動物の暮らしを守る一助としてとり組んで参りたい。

3 現状

本県における多頭飼育者（10頭以上飼育）の相談件数

- ・令和2年度 9件
- ・令和3年度 9件

4 県・市町村の保健福祉部局関係機関への依頼内容

- (1) 多頭飼育者及び多頭飼育に至る兆候のある飼い主に関する情報共有（予防・発見・発見後対応・再発防止）
- (2) 関係部局（多分野の関係者）に対する研修会への参加
- (3) 関係会議等への出席

※令和4年7月には県保健福祉政策課主催の令和4年度福祉事務所関係職員研修会において、多頭飼育問題に係る福祉部局との連携の重要性を説明し、動物愛護管理行政担当と保健福祉部局関係者が協力して対応を図ることを依頼。

<参考>

○環境省ホームページ（「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html.

○全国における多頭飼育に関する苦情件数（環境省発表）

平成30年度 2149件

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について

①法改正に伴う第一種動物取扱業者の対応状況

1 経緯

令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の目的の一つは、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等であり、その一環として飼養施設基準等が具体化された。この背景には動物愛護に対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱い、適正飼養に関する知識を啓発する側でもある事業者に対する注目が集まったためである。これまでの法改正においても第一種動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたが、第一種動物取扱業者による不適切飼養・管理が散見されてきたことが今回の法改正につながっている。

また、これまでも迷子や飼育放棄などで自治体に引き取られる犬猫への対応が課題となっており、その解決策として販売に供される犬及び猫へのマイクロチップ装着等が義務となり、今年6月から施行されている。

2 主な改正の内容

- (1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- (2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- (3) 繁殖の回数・年齢に関する事項
- (4) 犬猫等販売業者のマイクロチップ装着及び登録

3 既存事業者に対する経過措置について

令和3年6月までに登録・届出を行っている動物取扱業者に対しては、動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項について職員1人当たりの飼養保管頭数の上限について段階的な経過措置が置かれている。

(新規職員の確保又は譲渡等による飼養保管頭数の削減を行う期間が必要なため)

4 当所から第一種動物取扱業者への周知について

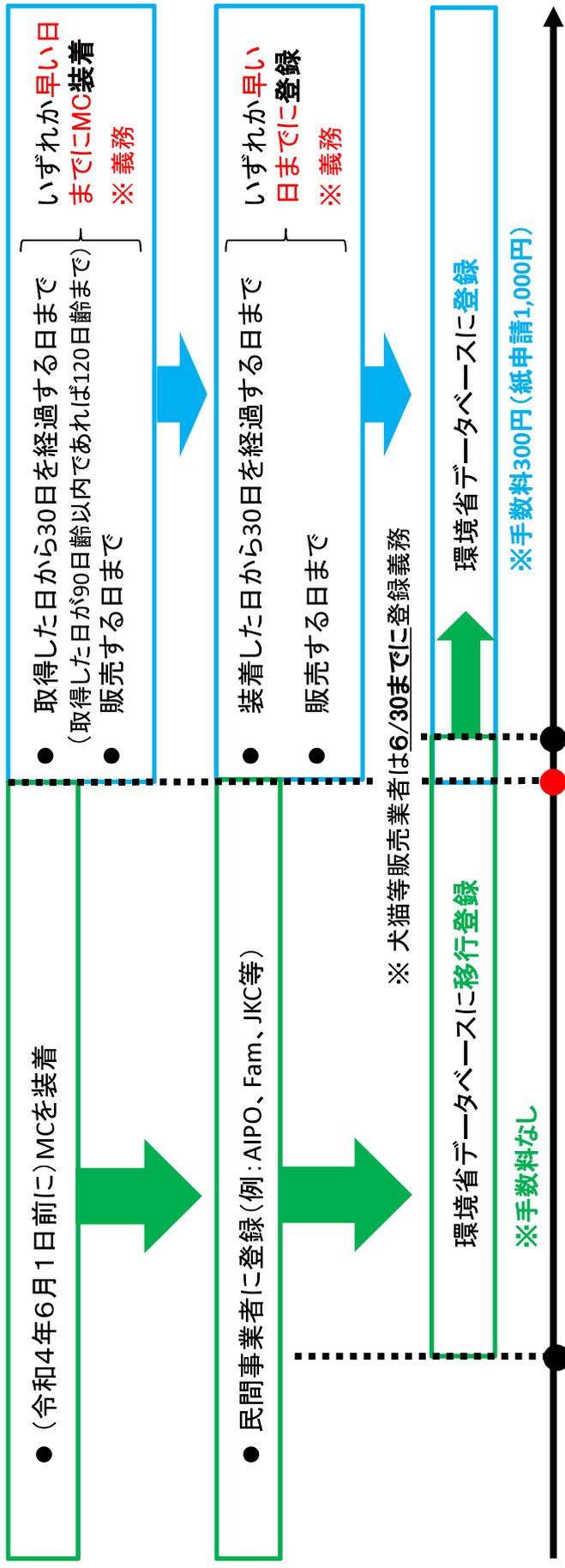
- ・動物取扱責任者研修会での周知（令和元年度以降）
- ・動物取扱責任者任意説明会（令和元年度以降）
- ・第一種動物取扱業者へ改正内容を文書通知（令和2年度以降）
- ・監視及び更新に伴う立入時に対処状況確認、必要に応じて指導

<参考>

第一種動物取扱業者に対する改正内容に関する通知文
(令和3年7月30日動セ第94号)

犬猫等販売業者が取得した犬又は猫へのマイクロチップ(MC)装着の義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫に対して、MCの装着が義務となり、環境省データベースへの登録も義務となります。【手数料300円(紙申請1,000円)】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが民事事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合、令和4年6月30日までに環境省データベースへの登録が義務になります。【手数料なし】

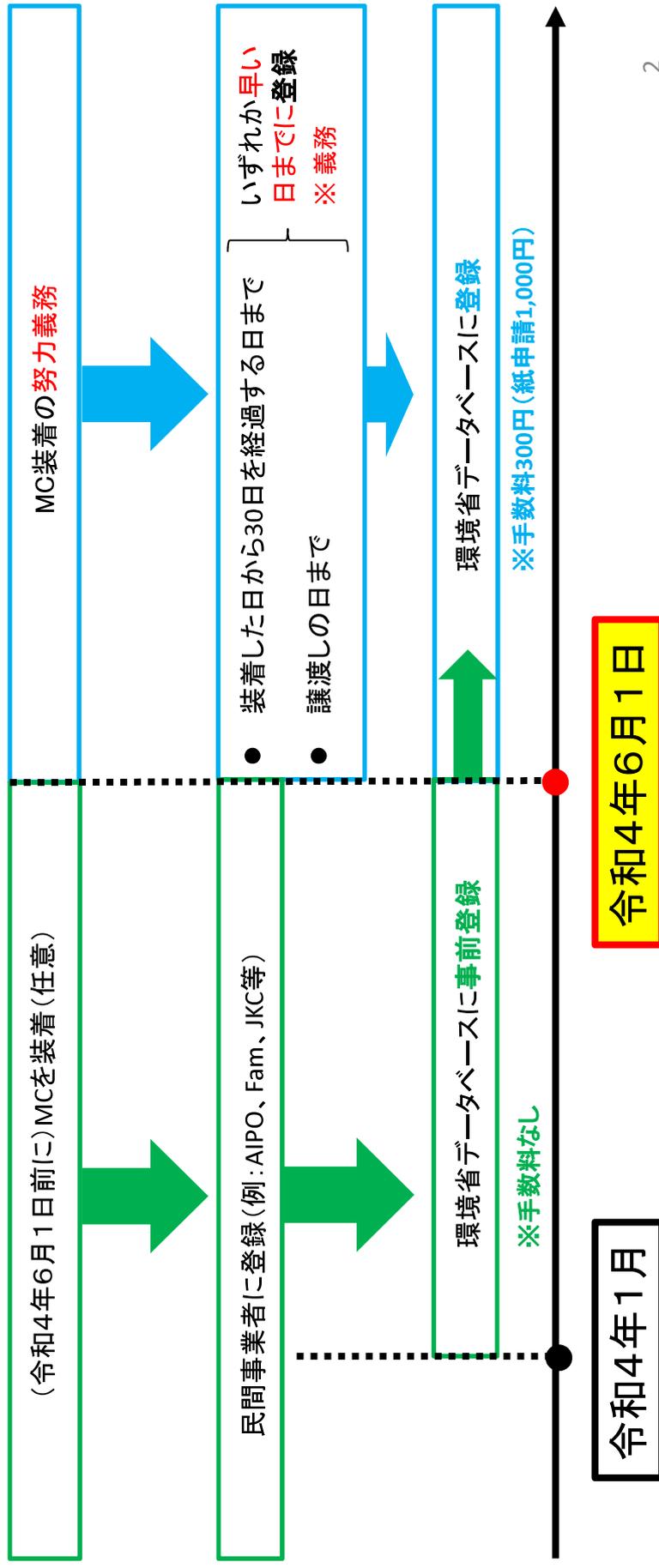


令和4年1月

令和4年6月1日

犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫へのMC装着の努力義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫に対して、MCの装着が努力義務となり、当該努力義務に基づきMCを装着した場合には環境省データベースへの登録が義務となります。【手数料300円（紙申請1,000円）】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者以外の者が民間事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合には、環境省データベースへの登録は任意になります。【**手数料なし**】



MC装着及び環境省データベースへの登録

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、MCの装着について犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫については義務となり、犬猫等販売業者以外の者が所有している犬又は猫については努力義務となります。原則、MC装着から30日を経過する日までに登録しなければなりません。
- 改正法施行日前は、犬猫へのMC装着は任意であり、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが所有している犬又は猫については、令和4年6月30日までに環境省データベースに登録しなければなりません。犬猫等販売業者以外の者は、環境省データベースへの登録は任意になります。

●令和4年6月1日以降のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	義務	装着した日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外	努力義務	

●令和4年6月1日前のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	任意	施行日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外		登録できる(任意)

【別紙】

動セ第94号
令和3年7月30日

第一種動物取扱事業者 殿

徳島県動物愛護管理センター所長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について（通知）

このことについて、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号）（以下「改正法」という。）に伴い、第一種動物取扱業による適正飼養等を更に促進していく目的で、「動物の愛護及び管理に関する法律の施行規則の一部を改正する省令」（令和2年2月28日付け環境省令第6号）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和3年4月1日付け環境省令第7号）（以下「関係省令」という。）が定められ、令和2年6月1日より段階的に施行されております。

つきましては、第一種動物取扱業を継続して営んでいくにあたり、別紙資料の記載内容を十分に御確認いただくとともに、改正法及び関係省令の規定事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、今年度も、昨年度同様に当該通知内容を含めた改正法及び関係省令に関する任意説明会の開催を予定していることを申し添えます。

- 別添1 動物の愛護および管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令関係
- 別添2 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令関係

別添 1

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を 改正する省令関係

1 動物取扱責任者の選任要件について

動物取扱責任者の選任要件が、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者と改正されました。つきましては、令和5年5月31日までに動物取扱責任者の方が、次の選任要件を満たさなければいけませんので、御配慮ください。

<動物取扱責任者の選任要件一部抜粋>

- (1) 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年間以上の実務経験
(常勤の職員として在職するものに限る。)
- (2) 取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験
- (3) 公平性及び専門性を持った団体(参考1)が行う客観的な試験によって、知識及び技術を習得していることの証明
※ ((1) または (2)) + (3) を満たす必要があります。
※実務経験だけでは、動物取扱責任者として認められません。

2 動物販売者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付けの徹底について

「販売」「貸出し」「展示」「譲受飼養」では以下の事項について帳簿を作成し、記載日から5年間保存する必要があります(電磁的方法による記録・保存も可)。なお、この項目を満たしていれば、様式は問いません(参考様式1)。

犬猫：所有し、又は占有する個体ごとに記載

犬猫以外の動物：所有し、又は占有する動物の種類ごとに記載

- (1) 動物の種類等の名称
- (2) 動物の繁殖者の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号又は所在地
※輸入された動物で繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を輸出した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地
※譲渡された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を譲渡し

た者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地

※捕獲された動物は、この動物を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）、
登録番号又は所在地及びこの動物を捕獲した場所

(3) 動物の生年月日

※輸入等をされた動物で、生年月日等が不明な場合は推定される生年月日
及び輸入年月日等

(4) 動物を所有し、又は占有した日

(5) 動物を動物等販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名（法人の場合
は名称）及び登録番号又は所在地

(6) 動物を販売した、又は引渡した日

(7) 動物の販売又は引渡しの相手方の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号
又は所在地

(8) 動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反して
いないことの確認状況

(9) 【販売業者のみ】動物の販売に際しての情報提供（対面説明・現物確認）（法
第21条の4）及びこの情報提供についての顧客による確認（規則第8条
第6号）の実施状況

(10) 【貸出業者のみ】動物の貸出しに際しての情報提供の実施状況（規則第8
条第8号）並びに動物の貸出しの目的及び期間

(11) 【販売業者のみ】動物の販売を行った者の氏名

(12) 動物が死亡した日

(13) 動物の死亡の原因

動物販売業者等が飼養又は保管している間に
死亡した場合

他にも以下の記録台帳を作成し、5年間保管することが義務付けられています。

こちらにも必要項目を満たしていれば、様式は問いません。

・飼養施設及び動物の点検状況記録台帳（参考様式2）

対象：全ての業種

・繁殖実施状況記録台帳（参考様式3）

対象：「販売」「貸出し」「展示」

・取引状況記録台帳（参考様式4）

対象：全ての業種 ※上記の（1）～（13）の個体帳簿を備え付けている場合
は不要

別添 2

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令関係

1 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

●ケージ等の構造等

- ・金網は床材として使用禁止（四肢の肉球が傷まないような場合を除く。）
- ・ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がないこと。

●運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

<寝床や休息場所となるケージ>

- ・犬：【タテ】体長の2倍以上×【ヨコ】体長の1.5倍以上×【高さ】体高の2倍以上とする。
- ・猫：【タテ】体長の2倍以上×【ヨコ】体長の1.5倍以上×【高さ】体高の3倍以上とするとともに、ケージ内に1つ以上の棚を設けて、2段以上の構造とする。
- ・複数飼養：上記の広さの合計×頭数分の面積を確保する。

<運動スペース>

- ・一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させること。
- ・運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理すること。

●運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- ・犬：【床面積】分離型ケージサイズの6倍以上×【高さ】体高の2倍以上
※複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍以上×頭数分の床面積を確保する。
- ・猫：【床面積】分離型ケージサイズの2倍以上×【高さ】体高の4倍以上とするとともに、ケージ内に1つ以上の棚を設けて、2段以上の構造とする。
- ・複数飼養：分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保する。
- ・繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保し、親子以外の個体の同居不可

2 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- ・犬：1人当たり繁殖犬 15頭、販売犬等 20頭まで。
- ・猫：1人当たり繁殖猫 25頭、販売猫等 30頭まで。

いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めない。

- ・犬と猫の双方を飼養する場合は、基準表（参考2）で定められた上限を確認し設定する。

（例えば、犬の保管数 11頭であれば、猫の上限保管数 14頭となる。）

- 3 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物が体調不良となるような状態）の禁止，温度・湿度計の設置を義務付ける。
 - ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
 - ・ 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付ける。
- 4 動物の疾病等に係る措置に関する事項
 - ・ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については，年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ，診断書を5年間保存すること。
 - ・ 繁殖の用に供する個体は，雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けること。
- 5 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - ・ 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は，休息できる設備に自由に移動できる状態を確保すること。
それが困難な場合は，展示時間が6時間を超えるごとに，その途中で展示を行わない時間を設けること。
 - ・ 飼養施設に輸送された犬又は猫については，輸送後2日間以上その状態（下痢，おう吐，四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を観察すること。
- 6 動物を繁殖の用に供することができる回数，繁殖の用に供することができる動物選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
 - ・ 犬：生涯出産回数は6回まで。かつ，メスの交配は6歳まで（満7歳未満）。
※満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は，交配は7歳まで（満8歳未満）とする。
 - ・ 猫：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）。
※満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は，7歳まで（満8歳未満）とする。

（以下、犬猫共通）

 - ・ 年齢や出産回数にかかわらず，繁殖に適さない個体は交配を認めない。
 - ・ 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受ける。
帝王切開を行う場合は，獣医師が行い，実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受ける。
- 7 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
（動物の管理に関する事項）
 - ・ 不適切な被毛，爪等の状態を直接的に禁止する。（被毛に糞尿等が固着した状態，毛玉で覆われた状態，爪が伸びたまま放置されている状態等）
 - ・ 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付ける。
 - ・ 分離型の場合は，1日3時間以上，一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付ける。
 - ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。

参 考 1 (令和3年6月末時点)

動物取扱責任者要件として認められる資格、団体、第一種動物取扱業の種別 (環境省提示一覧含む)		資格名	団体名	販売	保管	貸出し	訓練	展示	備考
物飼養管理士(1級・2級)			公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	
家庭動物販売士			一般社団法人 全国ペット協会	○	○	○	×	○	
JAHIA認定家庭犬しつけインストラクター			公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	犬のみ
動物看護師(3級)			公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	
公認訓練士			社団法人 日本警察犬協会	×	○	×	○	×	
公認訓練士			社団法人 ジャパンケンネルクラブ	×	○	×	○	×	
愛犬飼育管理士			社団法人 ジャパンケンネルクラブ	○	○	○	○	○	犬のみ
GCT (Good Citizen Test)			優良家庭犬普及協会	○	○	○	○	×	犬のみ
実驗動物技術者(2級)			社団法人 日本実驗動物協会	○	○	○	×	○	
トリマー(初級・中級・上級・教師)			一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
動物看護師(初級・中級・上級・教師)			一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
家庭犬訓練士(初級・中級・上級・教師)			一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
動物介在福祉士(初級・中級・上級・教師)			一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
ペットシッター士			NPO法人 日本ペットシッター協会	×	○	×	○	×	平成21年4月1日以降に取得した者
乗馬指導資格(初級)			社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	×	○	
乗馬指導資格(中級)			社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	
地方競馬教養センター騎手課程修了者			地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	馬のみ
財団法人日本体育協会公認コーチ(馬術)			財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	
愛護動物取扱管理士			社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	
認定ペットシッター			ペットシッタースクール	×	○	×	○	×	
「認定動物看護師登録」の証明書			一般社団法人動物看護師統一認定機構	○	○	○	○	○	
小動物飼養販売管理士			Pet Service Group	○	○	○	○	○	

参考2 (基準表)

図表：犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員一人あたりの飼養保管頭数の上限

	飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	0	30	25
1	1	1	29	24
2			28	23
3		2	27	22
4		3	26	21
5		4	25	20
6			24	19
7		5	23	18
8		6	22	17
9		7	21	16
10			20	15
①11		③8	②14	④12
12		9	13	11
			12	10

犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人あたりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表で説明する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の同じく、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取ると、猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の繁殖の上限が確定した後、これに対応する犬・猫の繁殖の上限頭数を「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

(3) その他報告事項

①クラウドファンディングについて

県外譲渡について

1 譲渡頭数の推移

平成30年度：314頭（犬：243頭、猫71頭）

令和元年度：519頭（犬：344頭、猫175頭）

令和2年度：532頭（犬：369頭、猫163頭）

令和3年度：561頭（犬：446頭、猫115頭）

2 県外譲渡頭数の推移

平成30年度：92頭

令和元年度：132頭（クラウドファンディングでは、48頭）

令和2年度：148頭（クラウドファンディングでは、139頭）

令和3年度：189頭（クラウドファンディングでは、180頭）

3 クラウドファンディングについて

(1) 令和元年度寄附目標金額：60万円

令和元年度寄附金額：109万3千円

(2) 令和2年度寄附目標金額：125万円

令和2年度寄附金額：130万2千円

(3) 令和3年度寄附目標金額：125万円

令和3年度寄附金額：192万8千円

4 令和3年度クラウドファンディング実質歳入について

寄附金額 (①) : 1, 928, 000円

オツクル使用経費 (②) : 289, 200円

県外譲渡充当経費 (①-②) : 1, 638, 800円

5 令和3年度歳出執行状況

クラウドファンディング実質歳入 : 1, 638, 800円

充当県費 : 405, 225円

県際間譲渡のための合計歳出額 : 2, 044, 025円

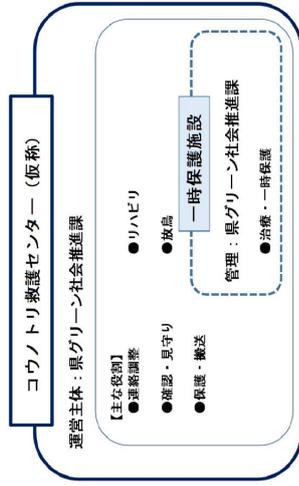
第1章 コウノトリ救護センター(仮称)設立の必要性和基本コンセプト

1 設立の必要性

- 私たちには県民共通の財産である生物多様性を確保し、次代に引き継ぐ責務がある。
- 特別天然記念物、絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが、2017年以降、毎年繁殖に成功。
- コウノトリが多数生息、繁殖することは、その地域の自然の豊かさを示すとともに、県内生物多様性のシンボルとして、県民の理解を深めるものとなる。
- コウノトリの飛来数・定着数の増加に伴い、負傷個体の増加が懸念されるため、保護から治療、放鳥までの一連のプロセスを担う機関として、「コウノトリ救護センター(仮称)」の設立が必要。

第2章 コウノトリ救護センター(仮称)の概要

1 センターの役割と運営主体



2 一時保護施設の整備

「獣医師の常駐」と「既存ストックの活用」の観点から、「県動物愛護管理センター(神山町)」の敷地内に令和4年秋、整備予定。

- 診察室(プレハブ20m²程度)
- 一時保護室(プレハブ10m²程度)
- 洗浄室(プレハブ6m²程度)
- 資材室(プレハブ4m²程度)
- 屋外ケージ(鋼管造、16m²程度、高さ2.5m以上)
- 付帯設備(観察カメラ)

第3章 コウノトリ定着に向けた取組と県民への普及啓発

1 生息環境の整備

- 負傷個体発生リスクに対する対策
→「送電線」、「水路」の対策
- 好適な餌場づくり
→「特別栽培」、「ビオトープ作り」
- 繁殖環境の整備
→「人工巣塔の設置」
- 人間活動の制限
→「鳥獣保護区の設定」

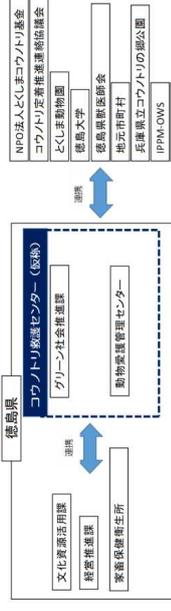
2 県民への普及啓発

- 県民への理解を深める活動
→「自然観察会」、「エコツアー」、「動画配信」
- 子供たちへの環境学習
→「貴重な教材による自然環境学習」
- コウノトリ関連商品
→「コウノトリれんこん」、お酒「朝と夕」など

2 基本コンセプト

- (1) 『いつでも出会える地域の実現』
→コウノトリには、繁殖に成功すると、その地に生定着する習性がある。
- (2) 『最適な運営体制の構築』
→関係機関と連携を図り、各々の強みを生かした役割分担が重要。
- (3) 『人材育成』
治療やリハビリ、飼育には、専門的な知識や技術を要する。
- (4) 『生息環境の整備』
→定着には、豊富な水生生物が生息する安全な餌場等が必要。
- (5) 『県民への普及啓発』
→県民の理解や参画を促す取組が必要。

3 運営方針



- 役割分担
→県グリーン社会推進課が司令塔となり、関係機関との協力体制を構築し、「確認・見守り」、「保護・搬送」、「治療・一時保護」、「リハビリ」、「放鳥」などの役割分担を設定。
- 徳島県と徳島市との連携強化
→治療やリハビリ、終生飼養、人材育成等に関して、県と徳島市による「徳島県コウノトリを未来へ繋ぐ連携協定」を締結し、円滑な運営を図る。
- 運営予算
→県グリーン社会推進課で確保。
- その他の対応